

改正後	現行
<p>1 要綱1関係</p> <p>(1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第4号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第5号の業務(以下「三酸化砒素業務」という。)、同条第6号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第7号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第8号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第9号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第10号の業務(以下「塩化ビニル業務」という。))及び同条第11号の業務(以下「石綿業務」という。)については、半年に1度、同条第3号の業務(以下「粉じん業務」という。)については、1年に1回とされていること。</p> <p>なお、<u>健康診断を委託する医療機関</u>(以下「<u>委託医療機関</u>」という。)が健康診断を実施する時期は、<u>各都道府県労働局</u>において、<u>委託医療機関</u>との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。</p> <p>(2) <u>健康診断の実施については下記の事項に留意し、委託医療機関に対して指導すること。</u></p>	<p>1 要綱1関係</p> <p>(1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令第23条第1号、第2号又は第12号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第4号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第5号の業務(以下「三酸化砒素業務」という。)、同条第6号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第7号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第8号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第9号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第10号の業務(以下「塩化ビニル業務」という。))及び同条第11号の業務(以下「石綿業務」という。)については、半年に1度、同条第3号の業務(以下「粉じん業務」という。)については、1年に1回とされていること。</p> <p>なお、<u>医療機関</u>が健康診断を実施する時期は、<u>各局</u>において、<u>医療機関</u>との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。</p>

イ 複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者(以下「複数手帳所持者」という。)の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

ロ 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査(エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。)が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

ハ 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書(写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。)が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

ニ 40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

ホ 胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

へ 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

2 要綱2関係

(1) 要綱1の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たすものと契約を結ぶこと。

イ 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

ロ 略

ハ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)、(チ)、(リ)及び(ヌ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバ

2 要綱2関係

(1) 都道府県労働局長が要綱1の健康診断を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。)は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

イ 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。

ロ 略

ハ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

ースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。

- (イ) 略
- (ロ) 略
- (ハ) 略
- (ニ) 略
- (ホ) 略
- (フ) 略
- (リ) 略
- (ヌ) 略

二 略

- (2) 都道府県労働局長は、公募に参加した医療機関のうち、前(1)の要件を満たすものと、健康管理手帳に係る健康診断の実施を委託する契約を締結すること。

なお、委託医療機関については、管内の医療機関と契約することが原則であるが、健康管理手帳所持者の利便性のため、近隣の都道府県労働局管内の医療機関と契約を結ぶ必要がある場合には、公募に当たってはその旨を周知するとともに、当該近隣の都道府県労働局と連携を図ること。

- (3) 健康管理手帳交付対象業務に従事した者又は従事している労働者に対する健康診断を行っている事業場附設の医療機関についても、委託医療機関として契約を締結して差し支えないものであること。

- (イ) 略
- (ロ) 略
- (ハ) 略
- (ニ) 略
- (ホ) 略
- (フ) 略
- (リ) 略
- (ヌ) 略

二 略

- (2) 都道府県労働局長は、前(1)の要件を満たす医療機関のうちから、すぐれた診断機能を有し、かつ、従来の活動や実績からみて管内における労働衛生行政の推進に十分な理解を有し、健康診断の実施に積極的な協力が得られる機関を委託医療機関として選定するものとする。

- (3) 委託する医療機関の数は、健康管理手帳を所持する者の住所、利用できる交通機関等を考慮し、その者が日帰りで健康診断を受診することができるように配慮して、必要な数とすることを原則とすること。なお、健康管理手帳交付対象業務に従事した者又は従事している労働者に対する健康診断を行っている事業場附設の医療機関についても、委託医療機関と

(4) 都道府県労働局総務部長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書の様式により行うものとすること。

(5) 略

(6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の確保に当たっては、都道府県医師会の協力を得るものとすること。

(7) 現に契約を締結している医療機関については、新たに公募に応募する必要はないこと。

3 略

して選定して差し支えないものであること。

(4) 都道府県労働局長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書により行うものとすること。

(5) 略

(6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の選定に当たっては、都道府県医師会の意見を十分に聞くものとすること。

3 略

4 健康管理手帳に係る健康診断費の支払い等の事務

委託医療機関に対する健康管理手帳所持者の健康診断に要した費用(以下「健康診断費」という。)の支払い等の事務は、当該委託医療機関と契約している都道府県労働局において次により行うものとする。

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(以下「請求書」という。)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書(以下「請求内訳書」という。)の書式は、別紙様式第1号及び様式第2号とすること。

請求書の受付け及びその内容審査、健康管理手帳台帳の健康診断実施状況の記入、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議等については、都道府県労働局労働衛生主務課において行うこと。

健康診断費(6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。)の支払い事務については、労災保険指定医療機関に対する診療日の局払いに準じて行うこと。

5 略

6 略

別添1

契約書

(都道府県名)労働局総務部長(総務部長氏名)(以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳(以下「手帳」という。)のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第23条

4 健康管理手帳に係る健康診断費の支払い等の事務

委託医療機関に対する健康管理手帳所持者の健康診断に要した費用(以下「健康診断費」という。)の支払い等の事務は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局において次により行うものとする。

健康診断費の請求に使用する健康診断費請求書(以下「請求書」という。)及び健康診断費請求内訳書(以下「請求内訳書」という。)の書式は、別紙様式第1号及び様式第2号とすること。

請求書の受付け及びその内容審査、健康管理手帳台帳の健康診断実施状況の記入、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議等については、労働衛生主務課において行うこと。

健康診断費(6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。)の支払い事務については、労災保険指定医療機関に対する診療日の局払いに準じて行うこと。

5 略

6 略

別添1

契約書

(都道府県名)労働局長(局長氏名)(以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳(以下「手帳」という。)を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第 項の業務に係る手帳を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 略

第2条 略

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は都道府県労働局長が定める。

第4条 略

第5条 略

第6条 乙は個人情報の保護に関する法律等の適用を受ける者であり、この契約により保有した個人情報の取り扱いに当たっては、漏えい、滅失または棄損の防止の他、保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

第7条 略

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲(都道府県名)労働局総務部長(総務部長氏名) 印

乙(医療機関名及び代表者氏名) 印

第1条 略

第2条 略

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は甲が定める。

第4条 略

第5条 略

第6条 略

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲(都道府県名)労働局長(局長氏名) 印

乙(医療機関名及び代表者氏名) 印

別添2

契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法施行令第23条に係る健康診断は、都道府県労働局長と委託医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該委託医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 略
- 4 略
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の15に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で、医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。

別添2

契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法施行令第23条に係る健康診断は、都道府県労働局長と医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 略
- 4 略
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の9に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査を行う必要が認められた場合には、その精密検査の必要性及び当該精密検査は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で医療保険等による精密検査の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。

6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。

7 委託医療機関は、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者(以下「複数手帳所持者」という。)の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

8 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査(エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。)が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書(写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。)が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求又は粉じんに係る健康管理手帳の健康診断の場合における手帳所持者の行う都道府県労働局長へのじん肺管理区分決定申請について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。

10 委託医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

11 委託医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

12 委託医療機関は、石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

13 委託医療機関が健康診断に要した費用(契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。)の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(様式第1号)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書(様式第2号)を都道府県労働局長に提出して行うものとする。

14 略

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。
(1) ベンジジン等業務関係

7 委託医療機関が健康診断に要した費用(契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。)の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(様式第1号)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費内訳書(様式第2号)を都道府県労働局長に提出して行うものとする。

8 略

9 健康診断費の単価は、次のとおりであること。
(1) ベンジジン等業務関係

問診及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円

略

略

略

(2) 粉じん業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。

略

略

(3) クロム酸等業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

略

(4) 三酸化砒素業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

略

略

略

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査を行った場合は5,700円を加算する。

略

尿沈渣検鏡の検査まで行ったもの 6,500円

略

略

略

(2) 粉じん業務関係

胸部臨床検査まで行ったもの 7,400円

肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。

略

略

(3) クロム酸等業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

略

(4) 三酸化砒素業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

略

略

略

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

略

(5) コールタール業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうち、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

略

(6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうち、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

(7) ベリリウム業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

略

略

略

略

略

略

(8) ベンゾトリクロリド業務関係

問診及びエックス線写真(正面及び側面)の検査を行ったもの
8,500円

略

略

(5) コールタール業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうち、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

略

(6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうち、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

(7) ベリリウム業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

略

略

略

略

略

略

(8) ベンゾトリクロリド業務関係

エックス線写真(左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。)の
検査まで行ったもの 8,500円

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

頭部のエックス線写真の検査を行った場合は2,000円を加算する。

略

略

略

(9) 塩化ビニル業務関係

問診、エックス線写真及び血液検査(ビリルビン、GOT、GPT及びALP)の検査を行ったもの 10,100円

略

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16,000円を加算する。

略

(10) 石綿業務関係

問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

頭部のエックス線写真による検査を行った場合は2,000円を加算する。

略

略

略

(9) 塩化ビニル業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 10,100円

略

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

肝又は脾のシンチグラムによる検査を行った場合は16,000円を加算する。

略

(10) 石綿業務関係

エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

略

略

(11)その他

委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。

気管支ファイバースコピー検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。

前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。

前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,20

<p>0円を加算する。</p>	
<p>16 略</p>	<p>10 略</p>
<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 支給の範囲</p> <p>受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合は1泊につき6,600円を限度として実費額を支給する(2泊以上の宿泊を要する特段の事情がない限り1泊に限る。)。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 本要領は、平成19年10月1日から実施する。</p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 支給の範囲</p> <p>受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合に限り一夜につき6,600円を限度として実費額を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 本要領は、平成18年10月1日から実施する。</p>
<p>別添4 略</p>	<p>別添4 略</p>

別添5

平成 年 月 日

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

労働局長殿

請求金額					千				円
------	--	--	--	--	---	--	--	--	---

ただし ほか 名に対する健康管理手帳に係る健康診断費内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円

上記の健康診断費は、下記口座へ振り込んでください。

(ふりがな)			
振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀行 信用金庫 組 農 協	本 店 支 店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 号

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

請求人の(委託医療機関) _____

責任者氏名 _____ 印

電話番号 () - - _____

- 注) 1 請求金額の頭部には、「¥」の文字をつけてください。
 2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ペーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入してください。

別添5

平成18年 月 日

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

請求金額					千				円
------	--	--	--	--	---	--	--	--	---

ただし ほか 名に対する健康管理手帳に係る健康診断費内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円

上記の金額を請求します。
平成 年 月 日

請求人の
(委託医療機関)
責任者氏名 ㊟
電話 () 局 番

- (注) 1 請求金額の頭部には、「¥」の文字をつけて下さい。
 2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ペーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入して下さい。

上記の健康診断費は、 右記銀行の口座へ振り 込んで下さい。	(請求人) ㊟	銀行 店	当座 普通
-------------------------------------	----------------	---------	----------

様式第2号 略

様式第2号 略

様式第3号 略

様式第3号 略

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

労働局長殿

私は、_____において、平成____年____月____日に実施された健康診断を受診したので、下記交通費のとおり、その受診旅費を請求します。

請求年月日：平成____年____月____日

(ふりがな) 氏名			印
住所	〒	-	
電話番号			
健康管理手帳番号			

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 号

交通機関利用月日	利用交通機関名	区間	交通費
月 日		-	円
月 日		-	円
月 日		-	円
月 日		-	円
月 日		-	円
月 日		-	円

(注意)

1. 交通費は普通乗車運賃のみ支給いたします。
2. 受診旅費の請求は健康診断の受診の都度請求してください。なお、請求書は受診した日から一週間以内に提出してください。
3. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収書を添付してください。
4. 受診旅費の受領は銀行の口座振り込みに限定されます（郵便局は不可。）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら、所轄の労働局へ照会してください。

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

殿

私は、_____において、平成 年 月 日に実施された健康診断を受診したので、その受診旅費を請求します。

平成 年 月 日

健康管理手帳番号 号
請求者の住所（〒 - ）

氏名

印

受診旅費 円

年月日	利用交通機関名	区間	運賃	宿泊料	合計	備考
						銀行名、 口座番号等

- (注) 1. 受診旅費の請求は、「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」によって受診した都度請求して下さい。なお、請求書は、受診した日から一週間以内に提出して下さい。
2. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収書を添付して下さい。
3. 受診旅費の請求書は、委託医療機関に備え付けてありますので受診の際受け取って下さい。
4. 受診旅費の受領は、銀行の口座振込に限定されます（郵便局は不可）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら所轄の労働局又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧国鉄職員の方）、関係地方公共団体（地方公務員であった方）、日本郵政公社（旧郵政職員の方）へ照会して下さい。